

平成28年2月3日

答申第668号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成25年12月13日開催の第10回指名部会議事録に記載がある、会長候補者として過半数の賛成を得た被推薦者の議決数（賛成議決の数）」の開示の求めがあった。

NHKは、被推薦者の議決数は会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、人事に関する情報であって開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、NHK内の意思形成過程の情報であって開示することにより今後予定される同種の審議、検討、または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるため、規程第8条1項1号および2号に該当し開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項1号および2号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

平成27年12月 7日（第229回審議委員会）第659号諮問、審議  
28年 1月20日（第232回審議委員会）審議  
2月 3日（第233回審議委員会）審議、答申